

第四部 社會事業

第一 概説	五七
第二 社會事業行政	五八
(イ) 社會事業行政一般	五八
(ロ) 私營社會事業の統制	五二
(ハ) 私營社會事業の經費と奨勵助成	五三
第三 失業者保護事業	五四
(イ) 一般施設	五五
(ロ) 政府の施設要綱	五六
(ハ) 公共團體の施設對策	五二

表計統 (業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主態別表

其二 職業紹介所一般職業紹介數月表

其三 聯業紹介所業態別紹介數

其四 日傭労働者職業紹介數月別表

其五 俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

第一 概 説

昭和五年度に於ける我國社會事業は失業者問題を樞軸として展開された。失業者救済の諸事業は本年度に於ける全社會事業の王座を占めるの觀があつた。昨年度に於て失業者救済事業は一應打ち建てられたのであるが、本年は更に事業の改善と擴張とが爲された。即ち従來失業者救済は六大都市地方公共團體に限られてゐたのであるが、本年度より地方公共團體にあらざる團體でも、又特に失業者多き地方では起債が許されるに至つたこと。又事業施設時期を冬期のみに限らざること。救済事業の對象である熟練不熟練工に一定の割合を設けてゐたが、之を撤廢したること。事業内容中勞力費の一定比率が緩和されたること等がその主なるものである。加之、政府は新に失業者防止委員會を常設して失業者問題を綜合聯絡的に取扱ふことになつた。従來の事業調節委員會は右失業者防止委員會の一部會として包括されるに至つた。これは失業者救済より失業者防止への一進展であると共に、委員會の設置によつて我國に於て失業者問題が始めて常道に置かれたと見るべきやう。しかもこれらは大戰後打續く不況と昨年來の深刻なる經濟恐慌、これに照應する資本家的産業合理化の結果として必然的に發生した失業者の激増と恒常的存在とによること

は勿論である。資本家的失業者防止施設が果して根本的に失業者問題を解決し得るものか否かは別として、失業者問題が社會事業の樞要な位置を占めるに至つたこと自體は、社會事業發展史上の一轉換期を爲すものと云ひ得やう。

次に昨年度に於て、久しきに亘つて要望された救護法は第五十六議會を通過したのであるが、それは單に法律として通過したに過ぎずして實施期は尙ほ未定であつた。一般的不況による社會不安は救護法の即刻實施を迫るものがあつた。それがために救護法實施期成同盟會主催となつて救護法實施促進全國大會を東京に開き、全國より方面委員、社會事業家の多數參集の下に猛烈な運動が起され、遂に昭和七年一月より實施することに決定された。

この他、不況による私設社會事業經營の困難よりこれが對策として私設社會事業聯盟が成立し、或は資金缺乏を救はんとして共同募金の運動が企てられ、窮迫による學校兒童の缺食と長期休校等の慘事を救済する給食運動が講じられる等々である。

終りに、醫療の社會化を標榜しながら營利を主とする種々の診療所が續々發生してゐたのであるが、無産政黨及び無産團體側では無産者的醫療の社會化運動を必要として諸地方に之が準備に着手された。本年度に開設せるものに大崎無産者診療所、大阪に於ける全國大衆黨支持の優生兒相談所及び社

會民衆黨保健組合診療所等々がある。しかしこれらの運動は未だその萌芽を示したに過ぎずして、將來に多くの發展を約束してゐる姿である。

最後に、今年度の本年鑑第四部「社會事業」は從來正規的に發刊された資料が特に今年度は休刊になつたり、其他の資料が整はなかつた等の都合上、已むを得ず前年度の篇章の形式を踏襲せず、比較的重要な事項のみを収録し、省略された部分は次年度に於て之を補ふことにする。

第二 社會事業行政

(イ) 社會事業行政一般

一、社會事業行政機關の管掌事務

社會事業行政事務は、主として中央にあつては内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及主要都市に於ける社會課に於てそれ／＼事務規定に従つて管掌してゐる。

社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會局社會部分掌事務

保護課 一、罹災救助窮民救助其他恤救々濟に關する事項

二、軍事救護に關する事項 三、感化院に關する事項 四、兒童保護に關する事項 五、他課に屬せざる社會事業に關する事項 六、震災救護殘務に關する事項

福利課 一、住宅の供給改善に關する事項 二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利増進に關する事項 三、社會教化事業に關する事項

職業課 一、職業紹介其他失業の救済及防止に關する事項、
二、失業保險の調査に關する事項

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方の社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救済、軍事救済、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、市場、食堂、簡易宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教化、職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴ふて、その管掌する事務並にその事業施行の範圍が次第に擴張されて來た。現市營事業の主要なるものを挙げれば、窮民救恤、救療、職業紹介、公設質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、産院住宅供給、隣保事業等を數へることができる。

1 學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要、
指示事項

内務大臣の訓示概要——輓近我邦の社會狀態を察するに産業の不振經濟界の不況に伴ひ生活困難を訴ふる者漸く其の數を加へ之が保護救済の方途を講ずるの要彌々緊切なるものあり政府は乃ち公私各般の社會施設の整備充實を圖り其の發達を促すと共に各種の社會政策を實行し以て防貧並に救貧の實を擧げ國民生活の安定を期するに銳意力を致しつゝあり各位能く地方の實情に鑑み政府の方策と相待て適切有効なる方途を講じ以て現下の難局に善處せられむことを期待す。

刻下當面の重要案件たる失業問題は啻に失業者及其の家族に關する蕪眉の生活問題たるに止まらず社會の平和と國家の生産力とに影響する所亦甚だ大なるものあり政府は之に對して夙に慎重なる考慮を重ね一面に於ては財界の安定産業の發達貿易の振興等失業防止の根本策に力を致すと共に他面種々の對策を講じて當面の必要に應じつゝあり輒ち官營事業を失業の最も甚しかるべき時期に調節施行して之が緩和に努め或は救済事業に關し其の種類、施行の時期、地域條件方法等を擴張又は緩和し之が施行を適切ならしむること、し更に職業紹介機關の整備充實、失業共済施設の普及改善、職業指導、授産、職業輔導等の諸施設は失業救済事業に準し緊縮方針の例外として之が計畫を認容し其の事業の財源たる起債の如きも相當制限緩和の途を講じて之が遂行に資すると共に失業防止委員會を常設して失業問題を総合的に處理し以て對策の樹立と其の運用の敏速圓滑とを期せむとせり願ふに失業の狀勢は地方に依て相異なるものあるべく之が對策亦隨つて多様なるべきを以て各位は能く管下に於ける失業狀態の正確なる把握に努め政府の方策と相呼應して失業の防止救

上遺憾なきを期せられむことを要す。

今や世局時態共に極めて重大にして庶政方に更新を要するの秋各位深く其の職責の重きに顧みて一段の策勵を加へ以て邦家の進運を扶翼するに努められむことを切望す

指示事項 一、感化事業に關する件 一、軍事救護に關する件 一、方面委員に關する件 一、公益質屋の普及獎勵並生業資金貸付に關する件 一、社會事業低利資金に關する件 一、融和促進に關する件 一、失業狀況の調査に關する件 一、職業輔導及授産に關する件 一、職業紹介機關の普及充實並之と道府縣廳との聯絡に關する件

2 六大都市社會事業協議會

第四回六大都市社會事業協議會は名古屋市主催の下に五月

二、三兩日開催。協議事項は左の如し

協議事項——(一)日傭労働者失業救済事業中勞力費の全額國庫負擔の建議(東京市) (二)失業救済事業費に對し勞力費の全額國庫補助の件(横濱市) (三)日傭労働者並小額給料生活失業者救済の爲國家は相當の救済事業を起し市設職業紹介所より紹介する失業者は使傭することの建議(東京市) (四)給料生活者、一般労働者及日傭労働者に對する各失業救済策として目下施設中の事項並今後の計畫に付き詳細承知したし(大阪市) (五)失業救済事業使傭労働者の賃銀に關する件(京都市) (六)失業救済土木事業施行に當り各市の狀況承りたし(神戸市) (七)救護法の實施促進に關する件 (八)方面委員並救護委員人選に關し最善と認むる方策如何(神戸市) (九)方面

委員制度に關する件(名古屋市)(十)職業紹介所經營費國庫補助方法改正の件(神戸市)(十一)職業紹介所建物を他の社會事業にも使用せしむるの件(横濱市)(十二)職業紹介を俸給者部、少年少女部、婦人部、工礦業部、土木建築部、通信運輸部、其他に區分し各専門的に紹介機關を作り紹介するの可否(神戸市)(十三)質屋法改正の件(十四)市營質舖に於て生産資金の貸出を爲す場合に於ける其取扱方法並其の狀況を承知したし(大阪市)(十五)兒童保護事業の徹底を期する爲關係諸團體間の適當なる聯絡統制に關し最善の方策如何(神戸市)(十六)妊娠婦保護事業運營に關し各市の狀況承りたし(神戸市)(十七)低利資金の貸付利率を一層輕減されんことを建議するの件(大阪市)(十八)社會事業財源に關する件(名古屋市)(十九)無料宿泊所施設及經費に對し國庫補助の件(横濱市)(二十)隣保事業並授産事業費に對し國庫補助の件(横濱市)(二十一)住宅使用料滞納の狀況及徵收方法並家屋明渡方法(神戸市)(二十二)大都市に於ける融和事業の將來執るべき方策如何(神戸市)(二十三)第二回協議會に提出したる「不良兒發生防止に關する適當なる對策如何」の宿題に對し各市の研究事項承りたし(神戸市)(二十四)六大都市新設社會事業速報の件(横濱市)(二十五)六大都市社會事業職員互助組織新設(横濱市)(二十六)都市庶民銀行設置の法令制定の件(横濱市)

二、社會事業關係調查會並に委員會

昭和五年度に於て新に設けられた社會事業關係調查會は、失業防止委員會である。

失業防止委員會は昭和五年四月二十五日を以て官制を發布したのであるが、失業防止委員會官制の主要なる個所を擧ぐれば次の如し、

第一條 失業防止委員會は内務大臣の監督に屬し、公私事業の調節その他失業の防止及び救済に關する事項を調査審議す、委員會は前項につき關係各大臣の諮問に應じまた關係各大臣に建議することを得

第二條 委員會は會長一人委員四十人以内をもつてこれを組織す特別の事項を調査審議するため必要ある時は臨時委員を置くことを得

第三條 會長は内務大臣をもつてこれに當り、委員及び臨時委員は内務大臣の奏請により内閣において之を命す

第四條 會長は會務を總理す、會長事故あるときは内務大臣の指令する委員その職務を代理す

第五條 委員會に失業對策部および事業調節部を置く、失業對策部は事業調節部の所管に屬する事項を除くの外失業防止および救済事項を司る、事業調節部は公私事業の調節を司る、部に部長を置く會長これに當る、委員及び臨時委員の所屬部は會長これを指定す

第六條 會長において特に總會を開くの必要ありと認めたる場合の外、部の議決をもつて委員會の議決とす

第七條 委員會に幹事長及び幹事を置く、内務大臣の奏請により内閣においてこれを命す、幹事長は會長の指揮を受け庶務を處理す幹事は上司の指揮を受け庶務を整理す

第八條 委員會に書記を置く、會長これを命ず、書記は上司の指揮を受け職務に従事す

付則 本令は公布の日よりこれを施行す

この他大正十三年二月設置の職業紹介委員會 同十五年設置の社會事業調査會が存続してゐるが、これらは詳述すること省略する。

三、社會事業行政費並に公的施設費

第四十九回帝國統計年鑑によれば、最近五ヶ年の社會事業行政費並に公的施設費及び社會事業を目的としたる道府縣市町村債は、次表の如くである。尙内務省所管及道府縣市町村豫算額の細別に就ては第四統計第一表参照。

社會事業費（單位千圓）

	昭和五年	同四年	同三年	同二年	同元年
内務省所管總額	七、四六	七、六〇	七、八〇	五、七四	四、四九
道府縣	—	三、五〇	三、〇三	四、二一	八、五五
市町村	—	一七、四二	一五、四九	一七、二九	一三、〇七
計	七、四六	二六、五三	二六、二六	二七、二三	二五、〇九

備考 内務省所管總額は昭和四年度及五年度は豫算其他は決算道府縣及市町村は昭和三年迄は決算以降は豫算。

社會事業關係地方債（同上）

	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
道府縣	五、九九	四、六〇	四、三六	一三、六九	二五、五三
市町村	八、五三	八、五六	七、六〇	一一、〇〇	六四、七四

第四部第二 社會事業行政

計 一三、〇二二、一五二、九五 一三、〇二四 九四、二六

(口) 私營社會事業の統制

内務省所管の社會事業施設數（第九回社會事業統計要覽）は昭和三年度に於て公設一、三八四、私設二、六一〇を示してゐる。これらの内を公私別に依て事業を類別すれば(1)社會事業に關する機關（五八）、二〇七、(2)兒童保護（四一九）、七八九、(3)經濟保護（五四二）、二六四、(4)失業救済及防止（二〇九）、九六、(5)救護（一七）、五〇九、(6)醫療保護（九三）、三五六、(7)其他（四六）三八九である。以上括弧内は公設を示す。

私營社會事業は各官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつて爲されてゐる。地方における連絡統一機關たる社會事業協會は昭和四年末に於て四四である。

中央における社會事業協會は主として全國的社會事業協議會、社會事業講習會、圖書雜誌の刊行等の事業をなしてゐるが、この他に昭和三年四月一日以來、社會事業共済組合の事業を開始した。昭和四年度事業概況を示せば左の如し。

財團法人中央社會事業協會共済組合の事業概況

一、加入の狀況 昭和四年度内に加入したる組合員は甲種一二〇

人、乙種八〇八人、計二〇〇人にして之を前年度末現在員四七七人に加ふれば六七七人となる。而して年度内に脱退せるもの甲種五〇人、乙種三二人、計八二人となつて昭和四年度末人員は甲種三四七人、乙種二四八人、計五九五五人である。

二、掛金拂込の状況 昭和四年度内受入るべき掛金高は一萬四六六六圓であるが、未拂掛金二百四十七圓及掛金缺損二百八十一圓を控除し次年度分前拂掛金一百八十九圓を加へ一萬百二十七圓となる。

三、給與金支給状況 昭和四年内に各種給與金を支給したる人員金額は左の如し。

給與金種別	甲種組合員		乙種組合員		合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
死亡給與金	六	一、三五〇〇	一	—	六	一、三五〇〇
出産給與金	—	—	三	一五〇〇〇	三	一五〇〇〇
脱退給與金	三〇	三八〇〇	三	六〇〇	三三	四四〇〇
計	三六	一、七三〇〇	四	一、六一〇〇	四〇	一、九七〇〇

四、責任準備の積立 共済組合理則第三十六條の規定に基き昭和四年度末に積立てたる責任準備金は左の如し。

内	譯
一金一萬五千二百四十七圓二十六錢七厘	(甲種組合員に對する分)
一金五千三百九圓二錢二厘	(乙種組合員に對する分)

(六) 私營社會事業の經費と

獎勵助成

内務省所管の社會事業施設總數は、昭和三年末に於て三九四である(第九回社會事業統計要覽による)。之に要する經費は四一、六四〇、六一〇圓であるが、更に公私別に之を見れば、公設施設數一、三八四の經費は八、二〇六、四四〇圓にして、私設數二、六一〇の經費は三三、四三四、一七〇圓である。これが一個當りの平均經費は公設にあつては五、九七二圓、私設にあつては一二、八一〇圓を示してゐる。しかし私營事業の經營は大小區々であつて、經營維持には可なり困難が伴つてゐる。これらの經營には多く篤志家の寄附によつて維持せられてゐるが、その内成績優良なる私營事業に對しては内務省の補助金及助成金があり、宮内省、慶福金等の獎勵金が下賜せられる。その他各府縣に於ても僅少ではあるが補助金を交附して私業を助成してゐる。

昭和三年度私設社會事業費(第九回社會事業統計要覽による)

事業名	施設數	經費
社會事業に關する機關	二〇七	一、八二〇、五三二
兒童保護	七六九	三、六三三、三六九
經濟保護	二六四	—
失業救済及防止	六六	一、三二四、六六七

救護	五九	一、五〇九、二五三
醫療保護	三六	四、七四四、八六八
其他	三九	三、四三二、一四三
計	一三〇	三、四三四、二七〇

一、社會事業資金御下賜

畏き邊に於かせられては二月十一日紀元節の恒例による御下賜以外に、皇室の御救恤其他につき内務省關係のものを列記すれば左の如くである。

一、三月二十二日 帝都復興完成に際し賑恤の御思召を以て、東京府、東京市に對し金三萬圓御下賜。

一、五月十日 皇太后陛下には豫て御造營の大宮御所に移らせられるに際し、社會事業團體中婦人母に、幼少年保護の目的を以て金五萬圓御下賜。

一、七月二十二日 九州各地大暴風雨被害に對し御救恤金二萬九千五百圓御下賜。

一、十一月十日 皇太后陛下より癩病患者救済の思召を以て二十四萬八千圓御下賜。

一、十一月二十七日 伊豆地方震災罹災者救恤金として静岡、神奈川兩縣へ一萬六千圓御下賜。

一、十二月九日 皇后陛下は無料診療に對し東京府下各團體へ一萬圓御下賜。

一、十二月十二日 東京市外の生活窮迫者の保護救済に二萬圓及

育兒事業七十五團體へ三萬圓御下賜。

一、十二月二十二日 施設社會事業團體中、十六團體に對し事業補助の思召にて四萬二千圓御下賜。

一、十二月二十六日 中央融和事業協會に對し一萬圓御下賜。

二、宮内省及内務省の獎勵助成

宮内省及内務省の社會事業獎勵助成金の下附は、恒例により二月十一日に行はれた。

▲宮内省——全國優秀なる社會事業六百六十五團體に對し約二十萬圓を御下賜された。光榮に浴した團體の内譯は、内務省所管三百八團體、司法省所管百九十五團體、文部省所管五十六團體、拓務省所管百五團體、遞信省所管一團である。

▲内務省——内務大臣は二月十一日紀元節の佳辰に當り社會事業獎勵の爲全國社會事業團體中特に優良なる三百團體に對し獎勵金三萬八千七百圓を交付す。其團體名左の如し。

- 感化(七) 感化事業後援(五) 育兒(七〇) 幼兒保育(五九) 兒童及少年保護(二) 養老(二一) 施藥救療(三一) 病者慰安(二) 窮民救助(一) 職業紹介(三) 宿泊保護(一一) 授産(九) 隣保業(二〇) 婦人保護(五) 異常兒保護(五) 貧兒教育(八) 勞働者教育(三) 勞働者保護(四) 各種救済(二〇) 聯絡統制(七) 其他(五) 計三〇〇

三、恩賜財團慶福會の獎勵助成

恩賜財團慶福會は昭和五年度に於て、全國一般私設事業助成のため、司法省所管、朝鮮、臺灣兩總督府、樺太廳、關東廳等の各種植民地、北海道始め三府三十二縣より推薦せられたる團體中、成績佳良にして事業計劃適切確實なるもの四十三團體に對し、建築又は設備費として、最高金二千圓最低金五百圓を成助することとし、總額金五萬圓を交附し、又財界の不況に鑑み、成績優良なるも經營困難なるもの九團體を銓衡し、特に其の經營費として金六千圓を助成することとし、昭和六年二月十一日總計五十二團體に對し金五萬六千圓の助成金を交附した。

次に、兒童保護資金は、故久宮祐子内親王殿下は追福の思召を以て御下賜あらせられたものにして昭和三年度以來之が助成を開始し、本年度に於ても各所管廳の推薦したる兒童保護事業より成績優良なるもの十二團體を選定し、昭和六年二月十一日總額金三千八百圓を助成した。

社會事業資金助成は故原田二郎翁の遺志により、財團法人原田積善會の特別寄附金収益を以て、本年度より開始せるものである。全國各植民地所轄官廳より推薦せる私設社會事業中の成績優良なるもの經費に困難なりと認むるもの二十五團體を選定し、一團體金五百圓以上金一千圓の範圍内に於て、事業經營費として助成することとし、昭和六年二月十一日總額金一萬五千圓を交附した。

四、低利資金

昭和五年度に社會事業關係の低利資金融通額は簡易生命保險貸付によるもの百四萬九千三百圓、大藏省預金部積立金貸付によるもの四百二十四萬一千九百圓である。兩者の内諱を擧ぐれば左の如し。

(イ) 簡易生命保險積立金貸付(簡易保險局、簡易生命保險積立金貸付狀況に據る)

公益市場	三件	三一九,〇〇〇	實費診療事業	三件	二三三,〇〇〇
公立結核療養所	一	四〇,〇〇〇	公設質屋	七	四三六,三〇〇
公益浴場	二	一五,〇〇〇	計		六一,〇四九,三〇〇

(ロ) 昭和五年度大藏省預金部積立金貸付

住宅組合	五〇六,五〇〇	住宅復舊資金貸付	四七,六〇〇
公益住宅	一八七,五〇〇	ア	六六七,〇〇〇
公益質屋	一,二五〇,五〇〇	公益市場	二七,〇〇〇
公益浴場	二六,〇〇〇	救療施設	九五,〇〇〇
育兒院	五,〇〇〇	職業紹介所	九〇,〇〇〇
不良住宅改良	四九,三〇〇	融和促進	一七〇,五〇〇
其他	一〇,〇〇〇	計	四,二四一,九〇〇

第三 失業者保護事業

(イ) 一般施設

失業者の増加の傾向とともに對策も從來の失業救済事業が改善され擴張されるに至つた。この改善擴張のためには失業者數の確認が對策の基礎的要件であるが、從來の失業統計は大正十四年失業統計に基き、昭和四年九月より毎月一日現在、各地方で失業推定が爲されて來た。然るに本年十月一日の國勢調査に際し、同時に失業調査が行はれ、全國的失業者數三十二萬二千餘名が確定した。勿論、この調査に於て失業者の定義や調査方法に幾多の疑義はあるけれども、全國的失業調査が行はれたことは劃時代的な試みとして擧げねばならん。

先づ政府は新に失業防止委員會を常設し、その決議を參酌して失業救済の改善擴張を加へた。其主要點は(1)失業救済事業の施行地域並主體を擴張した、即ち失業救済事業は六大都市關係地方公共團體に行はれ、且つ事業主體はこれらの地方公共團體に限られてゐた。然るに昭和四年以降は、事業主體は六大都市關係地方公共團體にのみ限らず、其他の地方公共團體にも擴張せられ、また耕地整理組合、水利組合、森林組合等々地方公共團體にあらざる團體にでも失業救済事業を起す時は起債に付便宜を與へられ、而して施行地域も六大都市關係公共團體以外でも失業者特に多き地方では之を起し得

るに至つた。(2)事業施設時期の擴大、——冬期救済に限らざること。(3)救済事業の對象の擴張、——從來の日傭労働者、不熟練労働者の救済を事業の對象としたる結果、熟練工の割合を不熟練工の二割又は三割以内等と限定してゐたるに對し、この割合を撤廢したること。(4)失業救済事業施設方法の改善、——労働手帳制度の採用、顔付の數を最小限度に止めしむること等である。失業防止委員會の常設は失業問題を綜合的に聯絡的に取扱ふものであつて、これによつて始めて我國では失業問題の取扱を常道に置くものと云はれるに至つた。

次に失業者對策として恒常的に設置されるものは職業紹介事業である。職業紹介事業は年々取扱件數を増加してゐるが、尙多くの改善整備を要する状態にある。殊に失業問題の重要な對策である失業保險制の設定なく、また設定の機運さへもないことは失業對策の根本的缺陷と云はねばならん。

公益失業紹介所數 (昭和五年十二月現在)

(1) 一般職業紹介取扱數は求人數九〇四、七三〇、求職者數一、一六八、一一四、紹介件數六二〇、七八八、就職者數三三六、一九七であつて之を昭和四年の取扱數に比較すれば、求人數一八四、二〇九(二五・六%)、求職者數二八五、六二三(三二・四%)、紹介件數一三一、七〇五(二六・九%)、就職者數七二、五二八(二七・五%)、の増加を示してゐる。

(2) 日傭労働紹介取扱数は求人數五、一二八、三四五、求職者數六、一七四、九七三 紹介件數五、一二二、一一〇であつて之を昭和四年の取扱數に比較すれば、求人數二、一一三、一五〇(七〇・一%)、求職者數二、七〇一、七三六(七七・八%)、紹介件數二、一一、八三〇(七〇・二%)の増加となつてゐる。

次に月別に就て之を見れば、一般職業紹介取扱成績に於ては十一月が求人、求職、就職共に最も多く、之に對して一、二兩月はそれらが最も少いのである。更に日傭労働の側に就て見れば、十二月に於て求人、求職、就職が最高を示し、六月に至つて最低を示してゐる。兩者共に年末に於て其數最も多く、反對に前半期に於て少いといふ特徴を示してゐる。

尙ほ職業別紹介に於て求人、求職等の最も多いのは工業及鑛業であり、商業、戸内使用人、土木建築、通信運輸、水産業の順序で農林業が最低である。(第四部統計第三表参照)

(ロ) 政府の施設要綱

失業救済事業に關しては大略次の要綱により之が施行されてゐる。

一、事業施行地域並主體

(イ) 施行地域 六大都市關係公共團體其他失業者特に多き地方並にこれらの失業を移動使用する地方。

(ロ) 主體 六大都市關係公共團體其他失業者特に多き地方の公共團體及上記地方の公共團體に於て要救済失業者と認定したる者を少

くとも半數以上を使用する地方公共團體。

水利組合、北海道土地組合、耕地整理組合、土地區劃整理組合、森林組合の事業にても失業救済に寄與すること大なるときは必要に應じ事業に要する費用に付起債を詮議する。但し所調知識階級に對する失業救済事業たる小額給料生活者授職事業の施設地域及主體は差當り六大都市關係公共團體に限る。

二、事業施行時期 失業多き時期ならば敢て冬期と限定せず。

三、事業の對象(目的)

日傭労働者は勿論一般筋肉労働者の外、知識階級の失業者をも對象とす、又必しも國勢調査、失業推定月報等の失業者に限定せず、未就職者及び嘗て雇傭關係に在らざりし失業者をも對象とし得る。但し常に救済を要する失業者で、不自然に招來又は集來せるものではないことを必要とする、従つて失業救済事業の種類も多種多様で、道路改良其他の土木事業の外、建築工事、軌道工事、小額給料生活者の爲の筆耕、製圖、集計事務から嘗て西陣失業者にやらせた雑巾縫ひ等の事業等あり、其の種類を限定して居ない。

四、事業に對する國家の援助

(イ) 國庫補助

失業救済の爲特に起興する事業に對しては勞力費及労働手帳作成費の二分の一を國庫から補助する。小額給料生活者の授職事業に對しては此の外經常費の二分の一を補助し且つ事業が官廳の委托事務に係るときは勞力費の全額を補助すること。

(ロ) 起債許可及低資融通

失業起債の爲特に起工し國庫の補助を受くる事業に對しては起債を許可するのみならず低利資金をも融通すること、なつてゐる。地方公共團體の既定計畫事業及地方公共團體以外の諸團體は前述の事業で主として要救済失業者を使用するものは緊縮方針の例外として特に物債を許可し、且つ出来る丈低利資金を融通する。

五、事業施行に關する諸條件

(イ) 國庫補助を受くる一般失業救済事業は勞力費は事業費の三割以上たるか勞力費一割以上國産材料費と勞力費との合計が事業費總額の五割以上たること、國庫補助を必要とせざる事業は勞力費は事業費總額の二割以上なること、國産材料を使用する場合の條件は補助事業の場合と同様。

(ロ) 失業救済事業は其勞力費を主として(即ち少くとも過半数)要救済失業者の救済に充つるものなること

(ハ) 國庫補助を受くる失業救済事業は直營を原則とすること、工事施行上已むを得ざる場合には請負に附することをも認めること

(ニ) 失業救済事業を請負に附する場合は使用労働者の過半数は要救済失業者と認定せられたる者たらしめ且労働賃銀の支拂其他に關しても失業救済事業の本旨に副ふ様努めしむること即ち成るべく日拂とし、頭刎れ等を避くるに努むること

(ホ) 未だ適當なる職業救済所無き地方に於て失業救済事業を施行せむとする時は先づ常時的又は臨時的紹介所を設置すること

(ヘ) 失業救済事業に使用する労働者に對しては生活狀況失業期間等を參酌し困窮の度甚しき者を優先せしめ且つ極力相互間就働機會

の分配を公平ならしむるに努め額付(指定人夫)の數は技術上必要の最小限度に改むること

(ト) 事業の施行は當該地方に於ける失業者にして特に生活困難なる者を救済するを以て目的とするものであるから、失業者中救済を要する者なりや否やに關しては方面委員等の活動を促し之が認定に遺憾なきを期すると共に新に他地方より労働者を招來し又は他の事業に従事せる労働者を奪ふが如き結果を來さざる様細心留意すること此の目的を達するため(イ) 要救済失業者と認定せる本人の寫眞を貼付せる労働手帳を使用せしむること(ロ) 労働賃銀は其の地方に於ける同種の者の賃銀より低額なるを原則とすること

(チ) 失業救済事業は之により成るべく多數の労働者を就働せしむる爲夜業歩増等は努めて之を避くること

以上の要綱によつて失業救済事業を施行せむとするものは、失業狀況事業施行を必要とする理由、事業計畫概要等を具して内務大臣の認可を受くることを要し、内務大臣は認可を與ふるや否やを決する前に原則として失業防止委員會の事業調節部に附議して其の參考意見を求むること、なつて居り、各地方に於ても大體此の立前によつて居る。

次に昭和五年度以降(昭和五年十二月二十四日現在)の失業救済事業計畫は別表の通りで失業救済事業計畫は從來嘗て見ざる程度の大規模のものとなり、中には昭和八年度の事業さへ認可せられて居る。(註、是れは東京府の例であつて小都市に對しては原則として然し長年月に亘る事業は認められて居ない)。事業施行の主體は六大都

市關係公共團體以外としては山梨、岐阜、長野、福島の各縣、福岡縣に於ける八幡、戸畑、北海道の小樽、夕張、長崎縣の佐世保市の額も見える。更に極端なものになると、失業狀況特に深刻なるを察して岐阜縣空室業地の下石町、和歌山縣の工場所在地宮前村にも失業救済事業が認められた。堺市は建築工事を失業救済事業として認められ、た嘴矢であり、長野縣は郡村地方の分散せる失業者に對する失業救済事業の認められたる皮切りであり、山梨縣の國道改修工事は東京府市の失業者を移動せしめて救済すると云ふ始めての試みである。

昭和五年度以降失業救済事業一覽表（單位圓）

事業種別	年 度	事業費豫算	勞力費豫算	勞働者使用 豫定延人員	國庫補助 所要見込	起債申請額	低利資金 融通希望
昭和四年度事業にして同 五年へ繰越し事業	五年 度	五、二九七、四一九	一、七六三、三五五	八八五、二二三	三六三、九三八	—	—
	同 (X)	二〇、五八四	一八、四七四	一〇、四二二	六、五五五	—	—
昭和四年度に認可したる 事業	計	五、三三八、〇〇三	一、七八一、八二九	八九五、六四四	三七〇、四六三	—	—
	五年 度	一〇、四六八、六九〇	二、〇四六、三五二	一、〇二一、八〇四	二四八、八三五	—	—
昭和五年度に於て既に認 可したる事業	五年 度	一、八三五、一四七	二七二、〇六五	二三四、五〇〇	—	—	—
	計	二、三〇三、八三七	二、三七、四二六	一、一三六、三〇四	二四八、八三五	—	—
昭和五年度に於て既に認 可したる事業	五年 度	三〇、二二〇、八二二	七、六七二、五八四	四、六三三、四七四	二、三七〇、八六八	二四、二二二、八三三	二四、二二二、八三三
	六年度(X)	一九、七〇七、六〇九	三、九五三、二九八	二、二二二、四七一	七〇八、〇二五	一七、八〇八、四四四	一七、八〇八、四四四
昭和五年度に於て既に認 可したる事業	七年 度	七、五五七、四二一	一、五三一、二六六	九四一、九四六	一六九、〇八一	七、二七〇、四七〇	七、二七〇、四七〇
	八年 度	二、七三五、二三三	四三九、九八一	二三六、三三六	—	二、七三五、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇
昭和五年度に於て既に認 可したる事業	計	六〇、二一一、〇四五	一三、五九六、九七九	八、〇三三、二六七	三、二四七、九六四	五三、〇二六、七三六	五三、〇二六、七三六
	五年 度	四五四、八一	四四〇、二二〇	一、一七八、〇七三	四〇九、七三五	—	—
昭和五年度に於て既に認 可したる事業	六年 度	五五五	四五〇	三〇〇	二七八	—	—
	計	四五五、三五六	四四〇、六六〇	二七八、三三三	四一〇、〇三三	—	—
昭和五年度に於て既に認 可したる事業	五年 度	三〇、六六五、六二三	八〇、一二三、七九四	四、八〇〇、五七七	二、七八〇、六三三	二四、二二二、八三三	二四、二二二、八三三
	六年 度	一九、七〇八、一六四	三、九五三、七四七	二、二二二、七七二	七〇八、二九三	一七、八〇八、四四四	一七、八〇八、四四四

目下認可手續中又は大體認可見込の事業	七年度	七、五六七、四二一	一、五二一、二六六	九四一、九四六	一六九、〇八一	七、二七〇、四七〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	八年度	二、七三五、二二三	四三九、九八一	三三六、三七六	—	二、七三五、〇〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	計	六〇、六六六、四〇二	一四、〇三七、六三七	八、二九一、六四〇	三、六五七、九七七	五二、〇一六、七三六
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	五年度	四、五三七、七八六	一、四四〇、四〇六	八八〇、三八八	四六七、一七一	三、九五八、七〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	六年度	九、五三六、九五八	二、五五七、七〇九	一、四四三、九〇七	八〇九、八九三	八、六四一、九〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	七年度	一、〇九六、七六七	二、三〇、二二七	二二八、五七七	三八、七三三	一、〇三三、六〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	計	一五、一六一、五一二	四、二八八、三三二	二、四五一、八七三	一、三三五、七九七	一三、六四一、二〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	五年度(×)	一六四、二九九	一〇八、二八九	七一、八四七	八三、一六二	—
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	五年度	四、七〇二、〇八五	一、五四八、六九五	九五二、三三五	五四九、三三三	三、九五八、七〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	六年度	九、五三八、九五八	二、五五七、七〇九	一、四四三、九〇七	八〇九、八九三	八、六四一、九〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	七年度	一、〇九六、七六七	二、三〇、二二七	二二八、五七七	三八、七三三	一、〇三三、六〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	計	一五、三三五、八一〇	四、三三六、六一二	二、五五四、七一九	一、三九七、九五九	一三、六四一、二〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	五年度	五二、一五四、三九一	一三、四八九、六九九	七、七六〇、三三〇	三、九四九、二三四	二八、一七一、五二二
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	六年度	三二、〇三〇、二六九	六、七八二、五三三	三、七八一、一七八	一、五二八、一八六	二六、四五一、三四四
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	七年度	八、六六四、一七八	一、七五二、三三三	一、〇七〇、五三三	二〇七、八二四	七、二八四、〇七〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	八年度	二、七三五、二二三	四三九、九八一	二二六、三七六	—	二、七三五、〇〇〇
目下認可手續中又は大體認可見込の事業	計	九二、六四四、〇五一	三三、四六三、五〇五	一三、八四八、三〇七	五、六七五、二三四	六四、六三〇、九三六

「備考」(×)印は小額給料生活者授職事業を、其他は一般労働者失業救済事業を示す

五、失業問題詢問機關

の實施に關し有力なる綜合的連絡機關を設くるの要あり之が目的達成のためである。

失業防止委員會設置 四月二十五日失業防止委員會を設置した。設置の理由は失業の防止及救済に關し遺憾なきを期せんが爲には常に失業現象に留意しその原因經過等を調査研究すると共に之が方策

本委員會は規定に従へば、内務大臣の監督に屬し公私事業の調節其他失業の防止及救済に關する事項を調査審議するものである。而して第五條には、委員會に失業対策部及び調節部を置く、失業対策

部は事業調節の所管に關する事項の外失業の防止及救済に關する事項を掌る。事業調節部は公私事業の調節に關する事項を掌る旨規定されてゐる。

次に、審議事項に關しては一、物價金融の調節統制方法、一、産業の發達、國産獎勵貿易振興等に因る職業供給料の増加、一、農漁村に於ける副業の獎勵その他農漁村生活の改善に依る人口の都市集中防止、一、人口地域的配分を適正ならしむるため内外移住の圓滿なる發達策、一、一般失業の防止並に知識階級就職難緩和のため職業指導施設の整備充實策、一、失業共済施設の普及發達策、一、我國情に應ぜる失業保險制度の調査、一、失業基金蓄積に關する調査、一、産業合理化に依る過度的失業の緩和策等が擧げられてゐる。

失業防止特別委員會の決議 七月十一日失業防止委員會對策部會特別委員會では雇傭労働者の失業救済に關し協議の結果次の如き要項を決定した。

一 政府は鐵道、電力、瓦斯、水道など民間事業にして出願中のものを速に許可し、工事に着手せしむると共に、既に許可した事業にして未着手または延期中のものに對しては、促進につき適當の措置を講ずること

一、從來の失業救済事業はその計畫が要救済者の數に比して小規模の傾きがあつたのみならず、事實上の使用労働者は更にその計畫よりも少い状態であつた、しかるに失業者は漸次増加の傾向にあるを以て今後事業計畫は管内要救済者全體を包含せしめ、遺漏なきを期すること

一、失業救済事業に對する國庫補助率（現在は勞力の二分の一）を増すこと

一、從來の失業救済事業は公共團體のみに行はせてゐたが、失業問題に對し政府が責任を負ふべきは當然のことであるから、政府は必要に應じて繰延事業中、失業緩和に役立ち得る事業の繰上げ施行または直營事業の起工をなすこと

一、適當なる地方に國營または公營の開墾、造林、林道開鑿などの事業を起して日雇失業労働者に仕事を與ふること

一、日雇労働者の失業救済施設に對して政府は相當の補助を與へ既設のものに對しては内容の充實をはかるとともに、進んでこれが普及を期すること

一、日雇労働者専門の職業紹介機關を増設すること

一、東京、大阪地方は他の地方に比し多少趣きを異にするを以て失業防止並に救済施設につき特に注意すること

一、政府は失業問題は他の社會問題に比し特に重要な點を考慮して、失業救済事業の補助、起債などの手續を敏活ならしむること

一、昭和四年度の豫算においても六千萬圓の繰越があるが、これは失業救済を目的とする事業調節による分のみと見ることはできない、事業の施設を敏速にするときは繰越事業を少くして失業救済に資すること大なるべきを以てこの點に留意すること

一、希望條件 現在の失業者の中には救護法の對象となるべき労働能力を缺くものも相當多數混入してゐるから、速に救護法を實施して間接的に失業問題の緩和をはかること。

(ハ) 公共團體の施設對

地方公共團體の施設の概要は次の如くである。特に移動労働に關する東京府山梨縣の試みは新なるものとして注目されてゐる。

失業給付改正案 東京市勞務者共濟會規程中、失業給付に關する項目を加ふるやう左記の如く改正され二月一日より實施することになつた。

一、療養の給付又は療養費 療養のため勞務に服すること能はざる時は其期間傷病手当として一圓八十錢を支給。病院に收容したる時は(イ)主として會員により生計を維持するものなき場合一日四十錢(ロ)前號に掲げるもの二人以内なる場合一日六十錢(ハ)三人以上なる場合は八十錢(以下略)

二、障害扶助料 (1)終身自用を辨する能はざる者五百四十圓以上 (2)終身勞務に服すること能はざる者三百六十圓以上 (3)從來の勞務に服すること能はざる者、健康舊に復すること能はざる者又は女子の外貌に醜痕を残したる者百八十圓以上 (4)身體を障害し舊に復すること能はずと雖も引續き從來の勞務に服すること能はざる者四十圓以上

三、遺族扶助料 會員死亡したる時は遺族又は會員の收入により生計を維持したる者に五百圓以内の遺族扶助料を支給

四、失業手当 會員三日以上連続して失業したる時はその第三日

目より失業手当として一日に付七十錢を支給

東京地方事業調節委員會の建議 三月十七日東京府知事官邸で開催された事業調節委員會失業對策協議會は次の如き建議を中央事業調節委員會に進言した。

建議 全國での失業者は目下三十一萬を數へ東京府市でも八萬數千名を超え復興車業完成により失業者一萬三千名の多きに達し東京を中心とする失業者は十萬人に垂んとする、この大きな社會不安の救済策として、たゞ救済事業が一地方自治體の手によつて行はれることは不可能であつて、政府の活動を促すため東京地方事業調節委員會は左の決議をなして中央委員會に建議するものである。

一、政府は東京府市の失業救済事業を待たず、先づ道路、港灣、鐵道等の政府直營土木事業を自ら起されたし

一、東京府市の失業救済事業は勞銀全額を國庫補助とされ度き事知識階級の救済事業も同様に扱れ度き事

一、政府の非募債方針はその地方の事情によつて多少考慮せられべき事

東京府失業救済事業豫算 東京府會は六月二十三日臨時府會を開き、左記の如く失業救済事業として連帶及郡部の兩會に本年度追加豫算として追加された。

連帶の部

一、昭和五年度府歳入追加豫算三百三十二萬千五百二十二圓、歳出内譯十四萬四千八百六十九圓、警察電信電話架設費、七十二萬九百三十二圓、道路橋梁費二百四十五萬五千二百五十一圓、都市計畫

事業費中道路及河川改修費等追加

一、昭和五年度目黒川改修及埋立工事費歳入出追加豫算、二十六萬九千九圓土地賣拂代金及府債の追加計上

一、昭和三年度乃至同七年度府土木費繼續年期支出方法中更正の件百廿四萬二千八百九十一圓内譯、五年度既定二十九萬八千七百二十八圓を四十四萬三千七百三十二圓に同六年度既定二十六萬三千九百三十八圓を十八萬八千九百三十四圓に同七年度既定二十萬圓を十三萬圓と更正

一、昭和五年度乃至七年度府土木費繼續年期及支出方法（新事業）内譯五年度五十七萬五千九百二十八圓、六年度八十三萬四千四百圓七年度八十一萬七千二百五十五圓、合計二百二十二萬四千五百八十三圓、路面鋪裝工事

一、昭和二年度乃至同十七年度府都市計畫事業費繼續年期及支出方法中更正の件、七千二百十九萬九千七百五十三圓、内譯五年度既定七十萬圓を二百八十九萬四千七百五十一圓に、六年度既定九十萬圓を三百十二萬三千二十一圓に、七年度既定三百三十萬四千四百三十四圓を一千二百二十萬圓に、八年度千三百九十九萬二百三十三圓を八百九十萬圓に、十一年度既定千五百萬圓を八百九十萬圓に十二年度既定千八百八十五萬七千八百七十八圓を九百四十八萬八千四百五十九圓に更正

一、昭和五年度乃至八年度府都市計畫事業費繼續年期及支出方法（新規事業）五百二十萬九千圓、内譯五年度四十六萬五百圓、六年度百八十四萬五千三百圓、七年度百九十六萬八千二百圓、八年度

九十三萬五千圓立會川、神田上水及谷端川改修

一、起債の方法利息の定率及償還の方法、目黒川改修費充當十九萬三千圓四分八厘、七年度迄据置八年度より十四年度の七ヶ年間に償還

一、同上、品川海面埋立工事費充當六萬九千圓、同上

郡部

一、府郡部歳入出追加豫算百三十四萬六千九百二十圓内譯、市郡分賦郡部負擔金百三十一萬六千七百五十圓府債利子三萬百七十圓

一、起債の方法利息の定率及償還の方法、三件、及變更の件一件一、府郡部家屋稅徵收期限に關する件

明治三十三年府令第十一號府稅徵收期限中年稅に關する規定は、昭和五年度前半期分家屋稅に限り四月一日より七月三十一日限とする

かくて、五年度繰越道路改修工事は事業費二百七十三萬七千六百一圓、内勞力費五十五萬一千三十四圓、使用延人員三十萬七百三十一人、一日平均使用人員千八百五十三人である。次に五年度道路改修工事は目黒川改修工事は事業費三百八萬四百五十二圓、内勞力費五十一萬七千二百八十八圓、使用延人員廿七萬四千七百四十一人、一日平均使用人員九百九十七人である。尙ほ追加失業救濟事業は事業費三百四十四萬六千九百圓、内勞力費三十五萬九千九百二圓、使用延人員二十萬四千四百四十七人、一日平均使用人員一千六十一人である。

更に郡部に就て之を見れば、江戸川上水工事は事業費百廿一萬一

千四百九圓、内勞力費四十五萬四千二百四十八圓、使用延人員廿三萬三千七百八十三人、一日平均使用人員六百四十人。次に巢鴨町下水工事は事業費六十一萬六千八百四十一圓、内勞力費十四萬七千六百六圓、使用延人員八萬六百四十五人、一日平均使用人員二百廿二人である。

東京地方失業防止委員會の失業者救済案 九月十八日東京地方失業防止委員會特別委員會は府市協力の失業救済具體案を左の如く決定した。

一、失業救済に就ては東京府市協力して之に當り特に東京市に對しては一日約五千人を就業せしめ得る事業を起す事を促し極力其の實現を期する事

二、失業者の比較的多數居住し居る尾久町、龜戸町に對しても相當の事業を起す事を勧誘する事

三、六月一日警視廳調査による要救護世帯の救済に就ては府市警視廳並に商工會議所が主催となつて寄附金を募集すること、その細目は府に一任し二十五日更に委員會を開いて正式に決定する事

四、知識階級失業者の救済に就ては十一月頃より家屋賃貸價格調査の事務に就業せしむる事一日平均六百一人豫算は市郡を通じて十八萬餘圓

五、更に一般民間に對しては消費經濟の節約を奨励すると共に一方家屋の新築修理庭園の道修理等の起工を勧め之に一般失業者を就業せしむる事但し之に對しては職業紹介所と連絡を執り一方補償機關を設けて不都合なる行爲ありたるものに對しては其の雇主に對し相

當の賠償をなして一般失業者雇傭の不安を少からしむる事

移動労働に關する協定 山梨縣の失業救済事業起工に際して、東京市に於ける失業者の移送が兩府縣當事者によつて、八月十八日協議され、失業者の使用方法、勞銀、使用時間、施設等に關し左の如く協定事項が決定された。

一、作業は小間割として一定量を一人又は數人に割當て賃銀は出來高によりて算定すること但し作業の性質が小間割とするに適せざるときはこの限にあらず(イ)時間作業の場合は坑夫一圓七十錢、人夫一圓二十錢。(ロ)作業時間は午前七時半から午後四時半までとす。定時間を超えて作業したる場合には一時間に付賃銀の日額の百分の十一宛を増歩すること

二、労働者三十人に付一人の世話役を置き労働者の統御及作業上の指導に當らしむること世話役には賃銀の外一日に付一圓五十錢の手當を支給すること

三、賃銀の支拂は毎月十五日及末日に締切り當月十八日及翌月三日に各労働者に個別に支拂ふこと、請負人が賃銀不拂の場合には縣廳が請負工事代金の一部支拂を控へて賃銀支拂を確保すること

四、労働用具は工事請負人より供出し無料にて労働者に使用せしむること、破損の場合は即時完全なる用具と引換を行ふこと

五、労働者には傷病に罹りたる場合の處置は左の如くすること
(イ)傷病の場合滞在費全額免除、治療費全額支給、休業手當一日に付廿錢支給 (ロ)從來の業務に服することを得ざる程度の身體障害を残したる場合五十圓乃至二百圓の障害手當を支給す、但有家族者

の場合には最高額を相当増額すること (ハ)死亡したる場合百圓の死亡手當及卍圓の埋葬手當支給、但し有家族二人以上を有する者の場合には死亡手當を相當増額す

六、滞在費を左の如く定む、夏五十錢 (宿舍料五錢、寝具料五錢 賄料四十錢) 冬五十五錢 (寝具料五錢増)

七、旅費は往行道旅費三圓を東京市において立替支拂し片道旅費に充當するため請負人において各労働者の賃銀より最低五圓を控除し積立ておくこと

八、宿舍は内鮮人を別棟とし移動労働者の宿舍を他の労働者の宿舍と區劃すること

大阪府失業防止委員會答申 六月十九日失業防止委員會諮問案二項に對し各七名の特別委員附托と爲つたが、七月十七日に至つて次の答申案を算定した。

▲昭和五年度失業救済事業實施方法に關する件

(答申)一、現下の失業状態に鑑み府市で行ふ失業救済土木事業計畫はこれを適當と認むるもなほ左記事項に留意する必要あり

(イ) 使用人員の内失業登録者の使用一日平均三千人を下らざること

(ロ) 不熟練労働者は出來得る限り多數使用すること

(ハ) 不熟練労働者の使用に當ては就勞機會を均當ならしむるため循環雇傭の方法によらしめ指定雇傭の割合を適當に制限すること

(ニ) 事業の施行については各季節による失業者數の變動に應じ適當に調節するやう特に考慮すること

二、各官署においては官營事業の施行をして失業救済の目的に適合するやう特に考慮を拂ひ努めて失業登録者を雇傭するやう勸奨すること

三、一般民間事業にして、日傭労働者を雇傭する場合には努めて職業紹介所を利用し失業登録者を採用するやう勸奨すること

四、官公營並に一般民間事業中認可または許可を要する事業にして失業者救済の目的を達する適當なるものはその認可または許可を速かならしめ該事業の促進を圖るやう努むること

五、日傭労働者に對する失業保險事業の實施を期し速かにこれが調査研究をとげしむること

六、歸農者に對しては耕地の幹施その他の適當な施設を購すること

七、内地人および鮮人労働者の都市集中を防止するため適當の方策を購すること

▲給料生活者および一般労働者の失業救済に關する件

(答申) 給料生活者に對しては左記方法を講ずる必要ありと認む

一、小額給料生活者および授職事業を一層擴張すること

二、前項の事業に對しては左記事項に對し特に考慮せらるること

(イ) 國庫補助の範圍を擴張すること

(ロ) 立替資金の増額を圖るなど運用上適當の方法を講ずること

(ハ) 水利組合、耕地整理組合、衛生組合同業組合その他公共團體に對しては本施設を利用するやう勸奨すること

三、市においてはこの際各種の調査および整理事務のため失業者を臨時採用すること

四、官公署および關係團體においてこの際失業者を出さざること
五、本人の技能、性質、身元等を保証し且つ就職紹介上における調査研究のため職業紹介所に會社工場の人事關係者を加へたる特殊の機關を設けること

六、壯年者の海外移民を奨励する各種の方法を講ずること

七、職員輔導の機關を設けること

八、給料生活者に適する内職を授くる方法を講ずること

(答申) 一般労働者に對しては左記方法を講ずる必要ありと認む

一、府市において失業救済土木事業以外の事業を起工すること

二、大阪府においてはこの際小學校建築の如き既定計畫事業にして未着手の事業を速かに施行すること

三、公營住宅、學校その他の事業を積極的に起工すること

四、一般労働者の失業救済に適當する事業にして認可または許可を要するものは速かに認可または許可を與へ出來得る限り事業の施行を促進すること

五、失業緩和の一方法として今後の採用に限り當分幼年労働者雇傭の制限年齢を繰上げもつて壯年者に就職の機会を與ふるにつき適切な方法を講ずること

六、適當なる内職を調査し授職の方法を講ずること

大阪市失業者救済労働手帳 大阪市では昭和元年以來、失業者救済のため日傭労働者登録票を交付してゐたが、昭和四年末にこの種登録制を改めて代ふるに労働手帳を以てした。蓋し從來の登録票では被登録者は不熟練労働者である日傭労働者のみに限られてゐた

が、労働手帳では更にその範圍を擴大して小額給料生活者の失業者にも及ぶからである。而して手帳の様式は内務省「労働手帳交付取扱要綱」によつたものである。

次に労働手帳の申請及び被交付者を一瞥するに先立ち日傭労働者及給料生活者の失業状態を概観するに、これを労働紹介の成績より見ると昭和四年四月—九月の成績が一日平均集合人員七百人乃至九百人であり、その中一八%乃至二三%の紹介不能であつたに對して、本年のそれは集合人員六百人乃至九百人であつてその中紹介不能は二〇%乃至三二%であるから就業状況は明かに低下して居り、更にこの現象を本市に於ける要救済日傭労働者及給料生活者のみについて見ると、當課の推定によれば當時の要救済日傭労働者は一萬七百人、給料生活者のそれは一千八百八十人に達し何れも未曾有の慘憺たる失業状態を示してゐる。

以上の失業者に對して交付された労働手帳数は、日傭労働者にあつては申請九千二百五十人、被交付八千四百七十六で、要救済日傭労働者の八六%が申請者であり、七九%が被交付者である。又少額給料生活にあつては申請三百六十人、被交付三百一で、要救済者の一六%が手帳を受理してゐる。

	推定要 救済者	申請者	被交付者	要救済者 に對する 申請者%	同上 被交付者
日傭労働者	一〇、七〇〇	九、二五〇	八、四七六	六	七九
少額給料生活者	一、八八〇	三六八	三〇一	元	一六
計	一二、五八〇	九、六一六	八、七七七	七	六九

▲各都市失業救濟事業一覽

(甲) 起債及補助事業に據る失業救濟

(1) 昭和五年八月六日失業防止調節部幹事會に於て決定した、東京府市及其他の失業救濟事業は五、六、七、八年度を通じ事業費總

額三千二百四十七萬九千九百三十五圓、内勞力費六百九十萬二千九百八十六圓、勞働者使用延人員三百七十五萬九千四百四十五人、國庫補助六十九萬八千九百四十四圓の事業を承認した。

(イ) 日傭勞働者

團體名	事業別	年度	事業費	勞力費	勞働者使用延人員	國庫補助費
東京府	道路改修	五、六、七、八	一三、三四八、九六〇 ^円	一、五九八、五〇八 ^円	八九〇、五一	—
同	河川改修	同	五、二〇九、〇〇〇	一、二九六、六六一	六三三、二七六	—
同	目黒川改修	五、	一、六四一、三六三	三九六、五五	二三四、八二	—
東京市	下水改良	五、六、七、	四、六四〇、〇〇〇	七六〇、八三八	三六六、〇三九	—
同	下水道改良速成	五、	三、〇〇〇、〇〇〇	九六二、五二八	五〇一、六四一	一、九七五
同	道路舗裝	五、	一、四七九、六〇〇	四三三、七〇〇	二二七、〇五五	八五四
同	護岸	五、	一七一、六九七	七二、〇〇八	三七、〇三	一四
同	水道	五、	八〇〇、〇〇〇	二九三、一〇五	一六八、一三一	六六二
山梨縣	國道改修	五、六、	八二〇、五〇〇	五五七、〇〇〇	三四、九三	一六、四五九
大阪市	河川改修	五、	三三二、七三三	九二、三四七	五〇、一六一	四、六四四
同	道路新設	五、	八〇五、〇五六	二八二、八六二	一六三、八七三	一四二、〇五六
横濱市	貯水池設備	五、六、七、	一、三三〇、〇〇〇	二七九、九三四	二四一、九三	—

(ロ) 小額給料生活者

團體名	事業別	年度	事業費	就業手當	授職延人員	國庫補助
横濱市	調査事務	五	一九、五五〇 ^円	一五、〇〇〇 ^円	七、五〇〇	九、七七五 ^円
大阪市	同	五	五、三九五	五〇、三〇〇	二四、三〇〇	二八、一九七

(2) 昭和五年十二月四日失業防止調節部幹事會は冬期失業救濟に對し既定計畫事業の他に、大阪、戸畑、横濱、佐世保、神戸、明石小樽、八王子の八市、岩淵、夕張、二ヶ町及福島縣等の特に失業者多き地方に對し、各公共團體をして一般勞働者及知識階級の失業救濟事業を企畫せしめ、五年度より七ヶ年繼續で事業費總額三百六十

七萬一千圓、勞銀百二十三萬一千圓、勞働者使用總數七十六萬八千五百五人、一日平均二千六百三十三人を使用。知識階級の方は事業費總額廿七萬五千圓、勞銀十九萬二千圓、失業者使用總數十二萬一千人、一日平均三百八十人宛に決定した。即ち各地方を事業別に表示すれば左の如くである。

少額給料生活者授職事業

施行團體名	事業種目	就業手當	一日平均授職人員	事業施行期間
東京市外六十 二ヶ市町村	家屋賃貸 價格調査	一〇八、二八九	五五	五年度
東京市	筆耕設計 製圖等	八〇、三三〇	一六	同上

各公共團體別事業救濟事業

團體名	事業種目	勞力費	一日平均使用人員	事業施行期間
大阪市	鯉江川改修 工事	二〇二、九三〇	二七	五、六

(乙) 起債及補助事業に據らざる失業救濟

事業主體	事業種目	年度	工事費	使用人員 (一日平均)	登録希望者	手帳 交付者
石卷町	上水道工事	五、六、七、	約一、二〇〇、〇〇〇	五〇—三〇〇	五〇〇	三〇〇
八戸市	漁港修築	五、六、七、八、	—	一五〇	五〇	五〇
仙臺市	砂利採取道路、水道	五、六、	—	六〇	二〇一	二〇一
釧路市	川河埋立	五、六、	四五、〇〇〇	八〇	三三〇	—
静岡市	砂利採取	五、六、	七、〇〇〇	(延) 七、〇〇〇	二五〇	一九七
笠石町	海岸埋立	五、六、七、	—	五〇—七〇	二〇六	一七四
平町	水道擴張	五、六、七、	二六、五〇〇	一〇—二五〇	三三〇	三三〇

第四部第三 失業者保護事業

日本労働年鑑

若松市(福島)	茨城縣	鶴岡市	室蘭市	山形市	福島市	群馬市	愛知縣
同	道路改修	埋立工事	碎石工事	同	砂利採取	同	道路改修
上	五、六、	六、	五、六、	五、六、	五、六、	五、六、	五、六、
		四、六三	六、〇〇			(勞力費) 三二	
八〇—一〇〇	七	五	一〇〇	二、五〇〇	五	一七〇	
三〇	三三	三八		四〇	一五	四二	
三〇	七	三六		四〇			

第四部 統計表

第一表 社會事業施設累年表 (第四九回帝國統計年鑑ニ據ル)

統 計	授 職		經 濟 保 護						一 般		統 計					
	業	業	公 益			公 益			救 護	助 助						
			質 屋	浴 場	食 堂	簡 易	公 益	宿 泊				住 宅				
計	施 療 病 院	精 神 病 院	結 核 療 養 所	癩 療 養 所	實 費 診 療 所	其 他	計	公 益 質 屋	公 益 浴 場	簡 易 食 堂	公 益 市 場	宿 泊 經 營	住 宅 經 營	救 護	助 助	統 計
昭 和 二 年	二 三	二 三	二 五	三	四	七	三 〇	八	三 三	六	三 六	九	二 一 七	三 〇	五	元
昭 和 元 年	元	元	?	三	?	七	三 〇	三	三 三	六	三 四	一 〇	?	三 〇	五	七
大 正 十 四 年	三	六	三	三	九	三	一 〇 〇	二	一 九	六	三 七	一 四	二 三	二 七	七	〇
大 正 十 三 年	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
大 正 十 二 年	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?

第四部 統計表

五三九

大阪地方職業介紹事務局管内										東京地方職業介紹事務局管内										市立	町立	公立	計	法人	其他	計	合計
德	和	廣	岡	鳥	島	滋	奈	兵	京	大	新	長	山	枋	茨	千	群	埼	神								
歌																				奈							
鳥	山	鳥	山	根	取	賀	良	庫	都	阪	湯	野	梨	木	城	葉	馬	玉	川	京							
一	一	五	一	一	二	一	一	〇	三	四	三	三	一	二	一	一	三	一	八	七							
	一			一		一	一	六	一		五		一	三	三	一	二	三	二	七							
			一								三	一															
一	二	五	二	二	二	二	二	六	四	四	三	四	二	五	四	二	五	四	〇	三							
		一	一						五											九							
			一						一	四										六							
		一	二						六	四										五							
一	二	六	四	二	二	二	二	六	四	〇	七	四	二	五	四	二	五	四	〇	九							

第四部
統計表

方地森青	内管局務事介紹業職方地岡福						局務事介紹業職方地屋古名					
福宮北	沖大鹿宮	態佐長	福山	富石福	岐三靜	愛	高愛香					
海	兒											
島城道	繩分島	崎本賀	崎岡口	山川井	阜重岡	知	知媛川					
三 一 七	二 二	二 一 一	二 八 三	二 一 一	二 三 四	〇	一 三 二					
一 一 六		一 一 三	一 二 二	二 四		三 一	三 一					
	一 一			三			一					
四 二 三	二 三 二 三 四	一 三 〇	五	四 八 一 二 六	五 〇	一 七 三						
一	一		一 一			一 一 一						
			一		一	二						
一	一		二 一		一	三 一 一						
四 二 四	二 三 三 三 四	一 三 三 六		四 八 一 二 七	五 三	二 八 三						

合	職業紹介事務局			
	秋	山	青	岩
計	田	形	森	手
一四九	一	三	三	一
九三	八	一	一	三
三三	一	一	一	一
一六四	九	四	三	四
三三	一	一	一	一
六	一	一	一	一
三九	一	一	一	一
三〇三	九	四	三	四

備考 新潟縣公立紹介所計ニ組合立ニ紹介所ヲ合算ス

第三表(其二) 職業紹介所一般職業紹介數月別表

昭和五年	求人數		求職者數		紹介件數	就職者數		求人百ニ對スル		
	男	女	男	女		男	女	求職者數	就職者數	
一月	三五、八七四	二四、〇四〇	三三、八〇一	二二、三三三	四一、八九三	二二、四二八	二〇、八八五	三三、三三三	一四二	二七
二月	三六、九七四	二〇、二五六	六〇、二三八	一九、九九九	八〇、〇七七	三三、四八八	二〇、二七四	三三、七六一	一四〇	三〇
三月	五四、七九九	二六、七四七	六八、〇六六	二五、七五三	九三、八九九	二五、八三九	二一、九九三	二七、八三三	一五	三〇
四月	四八、八九四	二〇、三九七	七三、八〇二	二二、三三三	九七、一三七	一八、二三五	八、八八八	二七、二二三	一四〇	二八
五月	五四、四一八	二三、五四四	七八、八四七	二三、六四七	一〇一、四九四	二二、〇八七	一九、一五〇	二七、五三三	一三〇	二七
六月	四三、一四六	二二、四六三	七二、八〇五	二〇、九六六	九三、七二一	一六、五〇六	七、九一八	二四、四三四	一四五	二六
七月	四三、四三三	二三、七三六	七二、五三〇	一九、八八六	九一、四二六	一六、九〇五	七、七六一	二四、六六六	一四〇	二七
八月	四〇、九〇六	二三、五七四	七二、一五七	二四、〇六九	九六、三三六	一六、二〇七	八、三五五	二四、五六二	一四九	二六
九月	四七、三三五	二七、八〇七	八四、二九〇	二八、八二四	一三三、一〇四	一七、五三三	一〇、五八五	二八、〇九八	一五一	二五
十月	五一、三五三	二六、六七七	八七、二五一	二六、七三五	一二三、九八六	二〇、四三六	九、七二七	二〇、一五三	一四六	二六
十一月	五六、七三三	七五、八九〇	八九、〇九七	二三、二七六	一二三、三七三	二九、八二二	九、〇三二	二八、八三三	一四五	二五
十二月	三八、四六〇	四〇、四六六	六二、六四二	二七、〇二六	八九、六六八	二三、九四六	二二、九六三	二五、九〇九	一四四	二〇

昭和五年計	五五二、二五四	三五三、四七六	九〇四、七三〇	八八四、四一六	二八三、六八二	一、二六八、二一四	六二〇、七八八	二二九、四六五	一、二六、七三三	三三六、一九七	一九
昭和四年計	四八五、九九九	二三四、五四三	七三〇、五三一	七〇三、九三三	一七九、五九九	八八二、四九一	四八九、〇八三	一七八、七九五	八四、八七五	二六三、六六九	三三
比較増	六五、二七五	一二八、九三三	一八四、二〇九	一八一、四九四	一〇四、二一九	二八五、六三三	一三二、七〇五	四〇、六七〇	三、八五七	七二、五五八	七
増加率	一三・四	五〇・七	二五・六	二五・八	五八・〇	三二・四	二六・九	二二・七	三七・五	二七・五	—

第三表(其三) 職業紹介所業態別紹介数

求人数	二六三、三三〇	六二、五七三	二〇八、四五二	五、八三三	三、九八八	一三、〇六七	一七八、三七九	一七〇、二七四	—	九〇四、八八五
求職者数 (登録数)	三三四、六六五	九七、五三一	二六二、四四二	六、九八三	二、九二七	三六、一七〇	二〇九、五五五	二〇四、〇九七	一五、〇二六	一、二六八、三七五
就職者数	九七、八三九	三七、四三四	六五、〇九八	三、五七六	二、五四七	六、四五九	七二、〇七四	五二、四五〇	—	三三六、四七七

第三表(其四) 日傭労働者職業紹介数月別表

昭和五年	求人数		求職者数		紹介件数		求人百ニ對スル 求職者数 就職者数			
	男	女	男	女	男	女				
一月	四二九、八九一	七、五九六	四二七、四八七	四八七、四八〇	七、八八七	四九五、三六七	四一九、三五二	七、五九六	四二六、九四八	二六
二月	四五二、九二九	七、四六〇	四五〇、三九九	五二九、九〇二	七、七三三	五二七、六三四	四五二、八七〇	七、四六〇	四六〇、三三〇	二五
三月	五二六、〇九四	八、九二四	五三三、〇一八	六〇三、七八七	九、五二八	六二二、三〇五	五二六、〇四七	八、九二四	五三四、九七一	二四
四月	三五六、〇二一	七、四八九	三五三、五〇〇	四二七、七三八	八、〇五九	四三三、七九七	三五五、九〇七	七、四八九	三六三、三九六	二〇
五月	三六四、一三八	八、四四三	三七二、五八〇	四四七、三七九	九、〇二一	四五六、三九〇	三六四、〇三九	八、四四三	三七二、四八一	二三
六月	二九七、〇二八	八、三四四	三〇五、三七二	三八八、〇七二	八、七八五	三九六、八五七	二九六、八四六	八、三三八	三〇五、二〇二	二〇
七月	三三七、八一〇	一一、〇二四	三四八、八二四	四三四、三九二	一一、六〇八	四四五、九九九	三三七、四七七	一一、〇〇六	三四八、四八三	二八
八月	三六六、四四二	一一、〇五九	三七七、五〇一	四五九、〇四三	一一、七三三	四七〇、七五六	三六五、五五九	一一、〇五二	三七六、六一一	二五
九月	三八〇、五四四	一一、六〇五	三九二、一四九	四六五、四六〇	一二、二七七	四七七、七三七	三八〇、〇二四	一一、六〇一	三九二、六一五	二三

昭 和 五 年	求 人 數	求 職 者 數	紹 介 件 數	就 職 者 數	求 人 三 對 ス ル 求 職 者 數 %	求 職 者 三 對 ス ル 就 職 者 數 ノ 割 合 %
一 月	四八	一、五四五	五五三	二九二	三三七・三	一八・九
二 月	九三	一、八七八	一、二〇〇	六四	二〇三・六	三四・二
三 月	六九	二、一八〇	七九	三九七	三三四・一	一八・二
四 月	四八	二、四一五	九五五	三八七	四九五・八	一六・〇
五 月	四八	一、七四五	五三二	二九五	三八一・〇	一六・九
六 月	三〇	一、九二〇	四〇二	一九二	六二二・三	一〇・〇
七 月	六七	一、九〇二	九〇一	四二四	二八三・八	三三・二
八 月	四六	二、〇六三	一、四〇九	二九五	四六二・五	一四・三
九 月	三六	二、一九四	四九〇	三四〇	六〇二・七	一五・五
十 月	四六	一、七〇六	五二一	三三三	三八二・五	一三・六
十 一 月	三二	一、六六六	五九三	三八一	五三三・九	三三・八
十 二 月	五〇	一、八〇二	六二二	四二九	三五六・七	—
計	六、〇七七	三三、〇二六	八、八五七	四、三〇九	—	—

第三表(其五) 俸給生活者職業紹介所紹介件數月別表

昭 和 五 年	求 人 數	求 職 者 數	紹 介 件 數	就 職 者 數	求 人 三 對 ス ル 求 職 者 數 %	求 職 者 三 對 ス ル 就 職 者 數 ノ 割 合 %
一 月	四八	一、五四五	五五三	二九二	三三七・三	一八・九
二 月	九三	一、八七八	一、二〇〇	六四	二〇三・六	三四・二
三 月	六九	二、一八〇	七九	三九七	三三四・一	一八・二
四 月	四八	二、四一五	九五五	三八七	四九五・八	一六・〇
五 月	四八	一、七四五	五三二	二九五	三八一・〇	一六・九
六 月	三〇	一、九二〇	四〇二	一九二	六二二・三	一〇・〇
七 月	六七	一、九〇二	九〇一	四二四	二八三・八	三三・二
八 月	四六	二、〇六三	一、四〇九	二九五	四六二・五	一四・三
九 月	三六	二、一九四	四九〇	三四〇	六〇二・七	一五・五
十 月	四六	一、七〇六	五二一	三三三	三八二・五	一三・六
十 一 月	三二	一、六六六	五九三	三八一	五三三・九	三三・八
十 二 月	五〇	一、八〇二	六二二	四二九	三五六・七	—
計	六、〇七七	三三、〇二六	八、八五七	四、三〇九	—	—